

〔金利成長定期預金〕

項 目	内 容
1.商品名	金利成長定期預金（2020年10月1日より新規取扱停止中） （愛称：300万円未満「金利成長定期」、300万円以上「金利成長定期300」）
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。
3.期間	最長5年（据置期間6ヵ月） ※最長預入期限（預入日の5年後）を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）、自動解約入金（満期日に指定預金口座に入金する）のお取り扱いもできます。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	定期預金作成時に元金全額を一括してお預け入れいただきます。 10,000円以上 1円単位
5.払戻（支払）方法	①満期日以後に元金と利息を一括してお支払いします。 ②据置期間経過後も一部お引き出しはできません。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	お預け入れ時の金額階層別段階金利および期間別段階金利をお預け入れ期間に応じて適用します（固定金利）。 ①金額階層別金利：300万円未満、300万円以上、1,000万円以上 ②期間別段階金利： A. 6ヵ月以上1年未満 B. 1年以上2年未満 C. 2年以上3年未満 D. 3年以上4年未満 E. 4年以上5年未満 F. 5年（最長預入期間） ※金利情勢によって複数の段階利率が同一となる事があります。 この預金の支払時に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算により6ヵ月複利の方法で算出します。 利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 ①金利についてはインターネット支店のホームページにてご確認ください。 ②預入（書替継続を含む）後に、「金利成長定期預金利率のご案内」を送付します。
7.手数料	不要です。
8.付加できる特約事項	①満18歳以上の個人のお客さまは、総合口座担保としてのお取り扱いができます。ただし、円貨定期預金を作成する場合があります。 ②少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.重要事項について	①この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。） ②この預金は原則として据置期間内での解約はできません。ただし、やむをえず据置期間内に解約する場合には、解約日の普通預金利率を適用します。
10.その他参考となる事項	①満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ②この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772